**○国土交通省告示第六百七号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年五月十五日　　国土交通大臣　前田　武志

| 型式指定番号 | 指定装置の種類、名称及び型式 | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|
| ㊞Ｇ―1804 | 一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＡＡ－１ＮＺＦＸＥ１ | トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地 |

**○国土交通省告示第六百八号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年五月十五日　　国土交通大臣　前田　武志

| 型式指定番号 | 指定装置の種類、名称及び型式 | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|
| ㊞Ｃ―2538 | 年少者用補助乗車装置　ボンフォーム　Ｊ―100Ｇ | 株式会社ボンフォーム　岐阜県安八郡安八町南今ヶ渕640―１ |

**○国土交通省告示第六百九号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年五月十五日　　国土交通大臣　前田　武志

| 型式指定番号 | 指定装置の種類、名称及び型式 | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|
| ㊞Ｇ―1177 | 一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―３Ｇ835ＡＢＡ | 三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号 |
| ㊞Ｇ―1770 | 一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―３Ｇ831ＣＢＡ | 〃 |
| ㊞Ｇ―1771 | 一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―３Ｇ837ＡＢＡ | 〃 |
| ㊞Ｇ―2040 | 一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―３Ｇ834ＡＢＡ | 〃 |

# 公　告

**諸　事　項**

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２４年（フ）第５８号**
山形市中桜田３丁目１番１号
債務者　住吉　安子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第９６号**
埼玉県日高市大字鹿山583番地７
債務者　鈴木　義雄
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第８０号**
山梨県山梨市小原東720番地―Ｃ―632
債務者　松戸　　実
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１４号**
山梨県山梨市上神内川880番地　降矢アパート１号室
債務者　田村　久代
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　森矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２４１号**
京都市伏見区深草開土町86番地の５
債務者　酒井　靖之
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第３３０号**
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番11―206号、従前の住所神戸市北区京地２丁目12番地の３
債務者　菅井　光子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿間　健児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１５３号**
高知市佐々木町55番地　クオーレ203
債務者　岡村　幸信
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細田　真由
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月31日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第５１号**
沖縄県宜野湾市新城２丁目28番５号
債務者　名幸　　一
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　與那嶺　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２４年（フ）第７９１号**
愛知県春日井市八田町６丁目21番地31
債務者　黒田　俊子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　敦賀　昭代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２３１号**
兵庫県尼崎市武庫之荘４丁目９番８号　プレジールＹ＆Ｋ101号
債務者　南　　善克
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　清嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４３号**
青森県八戸市柏崎３丁目３番３号
債務者　市沢　厚子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係